

【商品概要説明書】

スーパー定期＜単利型＞

(2019年4月1日現在適用中)

<p>1. 商品名 (愛称)</p>	<p>・自由金利型定期預金 (M型) &lt;単利型&gt;          [ 愛称: 預入金額 300万円未満……スーパー定期          預入金額 300万円以上……スーパー定期300 ]</p>									
<p>2. 販売対象</p>	<p>・法人および個人</p>									
<p>3. 期間</p> <p>・自動継続の 取扱い</p>	<p>・この預金には、払戻に関する期間の定め(満期日)があります。</p> <p>① 定型方式          預入日から次の定型期間が経過した日を満期日として指定できます。          ・法人…1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年          ・個人…1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年</p> <p>② 満期日指定方式          預入日から次の期間内において、任意の日を満期日に指定できます。          ・法人…1ヵ月超5年未満          ・個人…1ヵ月超3年未満</p> <p>③ 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。ただし、継続の回数については、下記のとおり預入期間に応じて限度があります。</p> <table border="0"> <tr> <td>・1ヵ月 = 95回</td> <td>・1年 = 9回</td> <td>・4年 = 2回</td> </tr> <tr> <td>・3ヵ月 = 39回</td> <td>・2年 = 4回</td> <td>・5年 = 1回</td> </tr> <tr> <td>・6ヵ月 = 19回</td> <td>・3年 = 3回</td> <td></td> </tr> </table>	・1ヵ月 = 95回	・1年 = 9回	・4年 = 2回	・3ヵ月 = 39回	・2年 = 4回	・5年 = 1回	・6ヵ月 = 19回	・3年 = 3回	
・1ヵ月 = 95回	・1年 = 9回	・4年 = 2回								
・3ヵ月 = 39回	・2年 = 4回	・5年 = 1回								
・6ヵ月 = 19回	・3年 = 3回									
<p>4. 預入方法</p> <p>(1) 預入方法</p> <p>(2) 預入金額</p> <p>(3) 預入単位</p>	<p>・当行の口座開設店窓口のほか、個人(自動継続式・課税扱い)の方は当行本支店等の自動機(HT-2808型のみ)でも下記により通帳による預入ができます。</p> <p>○ 定期預金通帳への預入…元利継続のみ可能          ○ 総合口座通帳への預入…金額1万円以上1,000円単位          ○ 現金の場合………1取引1,000円以上1,000円単位、1百万円以下          ○ キャッシュカードの場合…1取引1,000円以上1,000円単位、999万9千円以下          ただし、通帳中の左上にバーコードが印刷されている通帳に限ります。</p> <p>・1円以上1,000万円未満          ・1円単位</p>									
<p>5. 払戻方法</p>	<p>・当行の口座開設店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。</p>									
<p>6. 利息</p> <p>(1) 適用金利</p> <p>(2) 利払頻度</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>(4) 税金</p>	<p>・預入時の店頭表示(300万円未満と300万円以上の2段階で金額階層別金利を設定)の利率を満期日まで適用します(固定金利)。なお、自動継続時には店頭に表示するこの定期預金の利率を適用します。</p> <p>・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。          預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います          なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%、小数点第4位以下切捨)によって計算します。</p> <p>・なお、預入期間2年のものは中間払利息を期間1年の定期預金(子定期)とすることができます。</p> <p>・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。</p> <p>・個人は、2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率が、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。          法人は、総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。</p> <p>・法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。</p>									
<p>7. 手数料</p>	<p>——</p>									

8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の場合、自動継続扱いで金額1万円以上のものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)</li> </ul>
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)</li> </ul>
10. 元本欠損リスクと要因	<p>——</p>
11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。</li> </ul>
12. 想定されるリスク	<p>——</p>
13. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。</li> <li>(1) 1ヵ月もの、3ヵ月もの、6ヵ月もの、1年もの、2年もの 定型方式および1ヵ月超3年未満の満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が6ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率</li> <li>・ 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×50%</li> <li>・ 預入期間が1年以上3年未満の場合……約定利率×70%</li> </ul> </li> <li>(2) 3年もの定型方式および3年超4年未満の満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が6ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率</li> <li>・ 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×40%</li> <li>・ 預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合……約定利率×50%</li> <li>・ 預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合……約定利率×60%</li> <li>・ 預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合……約定利率×70%</li> <li>・ 預入期間が2年6ヵ月以上4年未満の場合……約定利率×90%</li> </ul> </li> <li>(3) 4年もの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が6ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率</li> <li>・ 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×40%</li> <li>・ 預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合……約定利率×50%</li> <li>・ 預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合……約定利率×60%</li> <li>・ 預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合……約定利率×70%</li> <li>・ 預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合……約定利率×80%</li> <li>・ 預入期間が3年以上5年未満の場合……約定利率×90%</li> </ul> </li> <li>(4) 5年もの定型方式 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間が6ヵ月未満の場合……解約日における普通預金利率</li> <li>・ 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……約定利率×30%</li> <li>・ 預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合……約定利率×40%</li> <li>・ 預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合……約定利率×50%</li> <li>・ 預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合……約定利率×60%</li> <li>・ 預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合……約定利率×70%</li> <li>・ 預入期間が3年以上4年未満の場合……約定利率×80%</li> <li>・ 預入期間が4年以上5年未満の場合……約定利率×90%</li> </ul> </li> </ul>
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> </ul>
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。</li> <li>・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> <li>【ご連絡先】 お客様相談室</li> <li>【電話番号】 0120-700-858</li> <li>【受付時間】 午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日)</li> <li>【Eメール】 info@shizuokachuo-bank.co.jp</li> </ul> </li> <li>・ 一般社団法人全国銀行協会(指定紛争解決機関) <ul style="list-style-type: none"> <li>【ご連絡先】 全国銀行協会相談室</li> <li>【電話番号】 0570-017109(一般電話から)または03-5252-3772(携帯電話・PHSから)</li> <li>【受付時間】 午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日)</li> </ul> </li> </ul>